

習志野市生活環境保全計画 概要版

計画策定の趣旨

本市では、習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成11(1999)年に習志野市環境基本条例を定めました。昨今の社会経済情勢や行政の事情の変化に対応しながら環境問題の対策に取り組むため、平成19(2007)年に同条例に基づいて、環境基本計画を策定しました。環境基本計画では、本市のまちづくりにおける環境面からの5つの目標(環境目標)を定め、この中の公害関連分野の環境目標として「安心して健康に暮らせるまち」を掲げました。生活環境保全計画はこの環境目標の実現に向け、また、平成21(2009)年度から令和2(2020)年度の現計画から、現状に対する見直しや国等の動向を踏まえ、策定するものです。

計画の目的

本計画は対象を環境基本法第2条第3項に公害として定義される典型7公害を対象としており、これら環境基本計画の基本方針にあわせ以下の5つに大別しました。5つに大別した公害における本市の現状を捉え、現状に則した目標と施策を掲げ、環境目標を達成することを目的としました。

- ①大気の大気保全 ②水質の大気保全 ③地質の大気保全(土壌・地下水・地盤)
- ④騒音・振動・悪臭の防止 ⑤有害化学物質

また、「公害苦情相談」については、法令や条例の規制基準に係らない相談が多く、話し合い等による適切な解決を図ることを目的としています。

計画の構成・内容

- 1部 概要
- 2部 現状及び施策(現状、対策、目標、施策の内容、計画期間)
 - 1. 大気の大気保全
 - 2. 水質の大気保全
 - 3. 地質の大気保全
 - 4. 騒音・振動・悪臭の防止
 - 5. 有害化学物質
- 3部 公害苦情相談
- 4部 計画の実施に向けて
- 5部 参考資料

計画期間

上位計画である環境基本計画に合わせ、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

計画の体系

環境目標	項目	現状	目標	施策の内容
安心して健康に暮らせるまち	第2部第1章 大気の大気保全	工場や自動車排ガスを発生源とする 大気汚染への対策と監視 該当物質(硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質:PM2.5、酸性雨)	窒素酸化物 千葉県環境目標値 その他 環境基準 の達成	① 大気環境の把握 ② 工場等への審査・規制・指導 ③ 自動車対策 ④ 広域的な連携 ⑤ 新規大気汚染項目への対応
	第2部第2章 水質の大気保全	特定施設からの排水による汚染への 対策と調査 調査場所 公共用水域 (海域1地点、河川3地点、汽水域2地点)	公共用水域の環境基準の達成と維持	① 水質環境の把握 ② 工場等への審査・規制・指導 ③ 異常水対応 ④ 広域的な連携
	第2部第3章 地質の大気保全	【土壌の大気保全】 搬入土等への規制 【地下水の大気保全】 汚染状況確認調査 (東習志野地区、屋敷・実籾・新栄地区) 汚染水の浄化(屋敷・実籾・新栄地区) 【地盤の大気保全】 揚水施設による地盤沈下の把握	【土壌・地下水】 環境基準値を超える汚染物質が検出されないこと 【地盤】 年間沈下量2cmを超える地盤沈下がないこと	① 搬入土による土壌汚染の未然防止 ② 汚染状況の把握 ③ 企業指導 ④ 浄化施設の管理・稼働 ⑤ 地下水の揚水規制
	第2部第4章 騒音・振動・悪臭の防止	【騒音・振動の防止】 事業活動による騒音・振動への調査・対策 道路交通騒音への調査・対策 【悪臭の防止】 事業活動による悪臭への調査・対策 東京湾広域異臭への情報収集、問合せ対応	【騒音】 環境基準の達成 【悪臭】 悪臭のない快適な生活	① 騒音・振動環境の把握 ② 工場などへの審査・規制・指導 ③ 特定建設作業の審査・規制・指導 ④ 習志野基地落下傘降下訓練騒音調査 ⑤ 感覚公害への対応 ⑥ 東京湾広域異臭対応
	第2部第5章 有害化学物質	ダイオキシン類(大気・水質・水底底質や土壌)、アスベスト、放射線化学物質、旧軍毒ガス弾などへの対策と調査	検出されないこと 健康被害の防止	① 調査の継続 ② 現場パトロールの実施 ③ 市民・事業者への情報提供 ④ PCBの保管および処分
	公害苦情相談	規制に係らない問題や個々の問題による苦情への対応	相談件数の削減	① 公害審査会の紹介 ② 話し合いによる解決を指導